第41号議案

教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律 第162号)第11条第5項の規定に基づき、教育長の職務に専念する義務の特例 に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務に専念する義務の免除)

- 第2条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、あらかじめ 教育委員会又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を 免除されることができる。
 - (1) 研修を受ける場合
 - (2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合
 - (3) 前2号に規定する場合を除くほか、人事委員会が定める場合 (休日等)
- 第3条 前条の場合のほか、教育長の休日、休暇その他の職務に専念する義務を 免除される日又は期間については、職員の休日及び休暇に関する条例(昭和27 年島根県条例第10号)の適用を受ける職員の例による。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年 法律第76号)附則第2条第1項の場合においては、この条例の規定は、適用し ない。